

徳川時代ニ於ケル重農ノ意義

瀧 本 誠 一

日本ノ農民ハ古來國ノ御寶ト稱シ、之ヲ尊ヒ之ヲ重スルコト、我カ國政ノ根本主義ニシテ、而カモ斯クノ如キハ國民經濟ノ發達ノ或ル時期ニ於テ、何レノ國ニモ行ハレタル重農主義ノ一現象ニ外ナラザレバ、特ニ之ヲ以テ我カ歴史上ノ誇トスルニ足ラザルノデアル、然レトモソレハ且ラク別問題トナシ、我カ徳川時代ニ於テ「農ハ國ノ本ナリ」「百姓ハ國ノ御寶ナリ」ト稱シタルハ其實農民ヲ農民トシ重シタルモノニアラズ、一般衆庶ノ生活上必要ナル食料ノ生産ニ從事スルガ故ニ、之ヲ重視シタマデノコトデアツテ、上ハ君主ヲ始メ社會ノ上流ニ立テル武家武人ト雖モ、皆農民ノ力耕ニ依ラザレバ、一日モ生存スルコト能ハズト云フノ主意ニ出デタルモノニシテ、畢竟農民ハ國君及諸士ノ爲メニ貢租トシテ食料ヲ供給スルカ故ニ重セラレタルノデアル、即チ彼等ハ宛モ年々收益ヲ生ジツツアル生産機械ノ如ク見做サレタルニ過キザレバ、實際農民ヲ農民トシテ大切に取扱ハレタルモノニアラザルコトハ余輩ノ辯ヲ待タザル所デアル。

徳川氏ノ對農政策ハ歷代例ノ正信主義、即チ家康ノ謀臣本多正信ノ獻策トシテ傳ヘラルル「百姓を治るの法は一年入用の食料だけを殘して其の餘は年貢に取り、彼等の手許には財の餘らぬ様に且つ不足なき様に治むべし」ト云ヘルノ主義ヲ巧ミニ勵行シタモノデアツテ、表面ニハ常ニ農業ノ尊フベキコトヲ諭示シ、百姓ノ撫育セザル可ラザルコトヲ吹聴シ乍ラ、其ノ眞ノ目的ハ彼等ノ

利害ヲ思ヒ彼等ノ幸福ヲ進メンコトヲ計リタルモノニアラス仁政ノ表榜ノ下ニ彼等ノ膏血ヲ絞ルコトノミヲ務メタルハ蔽フ可ラザル事實デアル、例へハ仁政家ノ聞アル有名ナル松平越中守（樂翁）ガ執政トナルヤ代官ノ心得ベキ條々ヲ諭告シタル觸書ノ第一條ニ「百姓は國の本にて候百姓の辛苦候を察し飢寒無之様心を盡し可申候」トアリ、其ノ第二條ニハ「百姓の風儀も近年榮耀者がましく自ら業をも怠り候様相成候に付手餘地も出來致し、手入等等閑に付、地方も多分不_レ宜様に成行候事故、甚以不_レ可_レ然候、右に及び候は畢竟御代官の面々心得違有之故にて候」云々トアリ、此等ノ文面ヲ見レバ當時徳川政府ハ農民ノ利害ヲ思フコト洵ニ切實ニシテ、眞ニ仁政ノ名ニ負カザリシニ似タリト雖モ、而カモ此ノ觸書ノ第一條ハ一ツノ空文ニシテ、其ノ所謂ル百姓ノ辛苦ナルコトハ飢寒ニ迫ルト云フコトデアツテ、唯ダソレダケノコトヲ免カレシムルガ代官ノ心得方デアルト云フノ主意ニモ解釋セラレザルニアラス、「百姓は國の本にて候」ト云ヒ、又「百姓の辛苦を察し」云々ナドト其ノ言辭ハ善美ナリト雖モ、唯タコレノミニテハ酷烈悲酸ナル正信主義ノ實行ニモ當テハマラザルニアラス、恐ラクハ越中守ガ此ノ心得方ヲ諭告シタル主要ノ目的ハ、其ノ第二條デアツテ、當時徳川政府ガ財政困難ノ極、特ニ此ノ觸書ヲ下シテ、代官ニ注意ヲ促シタルノ眞意ハ、専ラ府庫ノ收入ノ多カラシムコトヲ圖リタルニ外ナラザルベシ、現ニ其ノ證據ニハ右ノ觸書ト前後シテ同シク松平越中守ノ名ヲ以テ、矢張代官等へ諭達シタル教書ヲ見レバ、其ノ第一條ニハ「御取個（貢租）は以前より減じ村柄は以前より衰へ候、此儀一體奢之風儀農業疎_{オロカ}に致せし故に候と申候得共、是又世話の不行届可有之事、既に諸失却（費用）多分の儀有之候ては彌以

1) 聞傳叢書

不届候」トアリ、又第二條ニハ「御代官は大切の御役柄と申事存可申事には可有之候得共、一體御收納を以て御政事向、御仕置向其外御配當御手當、萬事御入用も被辨候、下に取ては下民の盛衰生死も取扱ひ預り候、右の所を掌り候儀は不容易事に候得ば心の用ひ方も容易なる儀にては不行届の事に可有之候」云々ト云ツテ農事怠慢ノ爲メ府庫ノ收入ヲ減少スルハ、全ク代官ノ責任ナリトシテ、大ニ之ヲ督勵シタルハ、是レ則チ政府ノ財政上ノ都合ノミヲ計リタルモノニシテ、前記ノ觸書ト對照シテ見レバ、當時徳川政府ガ仁政ノ假面ヲ蒙ツテ、如何ニ財政ノ救濟策ニ腐心シ居タルカノ形迹、歴然トシテ蔽フ可ラサルモノアルノデアル。

而シテ右ハ單ニ松平越中守在職當時ノ一例ヲ舉ケテ、徳川政府ガ屢々吹聽セル百姓撫育ノ聲明ガ如何ナル意義ヲ有スルカヲ示シタルモノナレドモ、元來徳川氏ノ百姓即チ農民ニ對スル政策ハ、前記ノ如ク其ノ初代以來彼等ヲ以テ土地ト與ニ單ニ米穀ヲ作り出ス一ツノ要具ト見做シタルマデニシテ、人間並ノ取扱ヲナシタルモノニアラザルコトハ商工ト少シモ異ナル所ナカツタノデアル故ニ徳川氏ガ鄉村ニ對スル法度書ニハ繰返ヘシ「丁寧ニ奢侈ヲ嚴禁シ、不相應ノ家屋ヲ造ルベカラズ、華美ノ衣服ヲ着スベカラズ、又甚タシキハ百姓ノ常食ニハ雜物ヲ用ヒ、米ハ猥リニ食フベカラズナドト令シタルカ如キハ或ハ農民保護ノ政策ニ出ツルモノナラント想像スルモノアルベキモ、其ノ實然ラズシテ此等ハ皆農民ヲシテ犬豕ノ生活ニ安セシムルノ慣習ヲ造リ、以テ徵求ノ資源ヲ充實セントスルノ目的ニ出デタルモノデアル、百姓ニ博奕其他ノ遊事ヲ嚴禁シ、遊民ノ出入ヲ制止シ、商賣ハ特別ノ場合ノ外ハ之ヲ營ムコトヲ得ス、日雇其他ノ稼キノ爲メニ村方ヲ離ル

2) 聞傳叢書

3) 徳川禁令考第四十三

ルコトヲ禁止シタルハ農業ヲ怠ルガ故デアアル、農業ヲ怠ル時ハ田畑ヲ荒廢ス、田畑ノ荒廢ハ府庫ノ收入ニ影響スルガ故ニ外ナラザルノデアアル、百姓ニ山林ノ植付ヲ獎勵シ、大木ノ伐採ヲ制限シテ、其ノ自由ニ一任セザリシハ水利ニ關係アリトカ、風致ヲ妨害スルトカ云フカ如キ理由ニ基キタルモノニアラズ、山林ノ年貢ヲ減センコトヲ慮リ、又ハ材木御用ノ際ノ用意トシテ、保存セシメントノ主意ニ外ナラザルノデアアル、民間省要ノ著者ハ此ノ事ヲ痛嘆シテ曰ク

諸國の村里を歴覽するに山林の茂りたるは稀也、其村の貧福先づは樹林にて知らるゝに似たりと雖、何れの國にも少く木立物ふりたるは皆御林か又は社地寺院の分にて、百姓所持の分に目に立つ程の山林は稀也、しかるに時々百姓地の山林樹木の改書上有て百姓の大きなる騒きとなる事あり、かゝる事にて彌々國土の山林に大木なくなる、其の謂れば總て木と云ふ物は、何木に依らず、五尺六尺廻る程に成長するには、五六十年を経さればならぬ物なり、……總て百姓の山林は夫れ／＼相應に年貢のかゝる事なれば、五十年大切に於て、そだて置て、其主の用に立てるといふ事、随分其心を盡せる事也、……然るを其の領主官人より轍もすれば百姓地の竹木を改めて、帳面に載する由觸れあるにより、帳面にのりては自分の用に伐て遣ひ用る事ならぬ故、少し大木あれば、我物ながら盗みかくして是を伐る、依て百姓地に多くは大木なき物と知るべし、……かく數十年の間を経て年貢を出し、地を盡し置き、或は二代三代さすり來る物を、むざと其領主の用木として、一錢も不出し之伐りとり、しかも其領内の入夫として引取る事、豈非道と云はざらんや云々⁴⁾

是レ固ヨリ特ニ幕府ノ山林政策ノミヲ批評シタルモノニアラザルモ、兎ニ角一般ニ徳川時代ノ當局者ガ農民ニ對スル態度ハ皆斯クノ如キ有様デアツテ、眞ニ彼等ノ利害ナドヲ考ヘタルモノニアラザルコトハ、此ノ一事ニ依ツテモ推測シ得ラルルノデアアル。

階級制度ヲ根本思想トスル封建ノ世ノ中ニ於テ、農民ガ洵ニ憐レムベキ取扱ヲ受ケ居タルコトハ、

4) 同上
5) 民間省要上編卷二

今更ラ怪シムニ足ラザルノデアル、然ルニ同シ百姓ノ内ニ於テモ所謂ル由緒アリテ苗字帶刀御免ノ者、又ハ庄屋、年寄、組頭ナド稱シタル者ハ普通ノ百姓ニ對シ、勿論大ニ幅ヲ利カシテ常ニ傲慢無禮ノ行動ニ出ツルモノ少ナカラザリシト雖、其ノ武家武人ニ對スルトキハ殆ンド皆牛馬同様に取扱ヲ受ケ、今日ノ人々ニハ想像ダモ及バザルガ如キ状態ナリシコトハ事實ノ明證スル所ナルガ、其ノ以下ニ於ケル尋常普通ノ平百姓ニ至ツテハ、殊ニ非常ノ輕蔑ヲ蒙リ、百姓ハ國ノ御實ナリト云フノ實ハ更ラニ一點ダモ發見スルコト能ハザルハ矛盾ノ甚タシキモノナリト云ハザル可ラズ、即チ歷代ノ政治家ヲ始メトシテ一般社會ノ人々ガ大ニ尊重スベク聲言シツツアツタ農民ガ當時果シテ如何ナル状態デアツタカハ、左ノ記事ヲ一讀スレバ其ノ真相ヲ彷彿スルニ足ラン、

田方に生るゝ百姓は雜炊にしても米を喰ふ事あれども、山方野方に生れては、正月三ヶ日といへども、米を口に入るゝ事なき所多し、粟、稗、麥など食に炊くことも菜、蕪、干菜、芋の葉、豆ササゲの葉其外あらゆる草木の葉を糧として、穀物の色は見へぬばかりにして、而かも朝夕飽く程の事なく、漸く日の中一度宛ならでは是を喰ふ事なく、餘は前に云ふ粥の類にて日を送る、朝夕の膳などに坐ると云ふ事もなく、少し物をたべれば蠶の泡の如く成り、茶をいくらも汲飲んで足れりせず、斯く恐ろしき物を食として、而も明七ツより起て骨を折り、夜九ツ迄働きて繩をない、草鞋を造る、其の辛苦常ならず、……都人に斯る食事をあしらへば鐵丸を食す云云共、一日も喉には入らじ、世を覆ひ國を治る人は、心を留て是を聞き給はば民を憐む助とも成なん云々⁶⁾

民間省要ノ著者ハ關東ニ於ケル農村ノ状態ニ最モ深く通曉セル田中邸隔ニシテ、此ノ人ハ享保年間幕府ノ奥儒者ニシテ、民事ニ注目ヲ怠ラサリシ成島道筑ノ推舉ニ依ツテ、支配勘定并(幕府會計吏)ニ拔擢セラレ、武州多摩埼玉二郡數萬石ノ地ヲ支配シ居タル有名ノ民政家ナレバ、如上ノ記

6) 民間省要上編卷四

事ハ無責任ナル修飾誇張ノ文辭ニアラズシテ、關東地方ニ於ケル農民ノ真相ヲ有體ニ告白シタルモノト推定スルコトヲ得ベシ、元來關八州ノ農民ハ之ヲ關西ノ農民ニ比較スル時ハ、其ノ經濟上ノ狀態ハ幾何カ劣等ノ地位ニアルコト勿論ナルベシト雖、此ノ記事ニ云フ所ノ如キハ殆ント全國一般ノ實況ニシテ、必スシモ關東ニ限ラレタルコトニアラズ、比較的富裕ナルベキ近畿及中國筋ノ農民モ亦概ネ斯クノ如キ悲酸ノ域ニ沈淪シ居タルコトハ蔽フ可ラザル事實デアル、大阪ノ儒者中并笠庵ハ同時代ニ於ケル農民ノ慘狀ヲ記シテ

民草のこさしげき見るもなかくむつかし、かやが軒ばに雨も嵐もふせぎかれ、わがこもだれのうち煙にふすばり、うちぬるも牛馬に床をならべ妻などは蓬の頭かきみだせる、たゞ聲のみぞなのこならぬ兒のおほきなる、たなつものも公にいだし盡くせばその味を知るこさなし、きぬをるところも糸のいろいや麗しく織成しても、直いやしくして、上へ召され、あきう人の賣るも其幾分をか上へさぐれば、残るものいくばくぞ、さておのれはつとれなきたり、さる上に蒙へたり、こゝのふだちかしこの公事といふ事さへ加はれば、遂に頭の霜をのみ我かものさして、たもひ出もなき世を渡りめり云々⁷⁾

ト云ヘルハ是レ必スシモ關西ノ農民ノミニ就テ云ヘルノ言ニアラザルベキモ兎ニ角徳川時代ニ於ケル農民ノ狀態ハ東西何クモ甚タシキ差異アルヲ見ズ、全國ヲ通シテ大抵皆斯クノ如キ憐ムベキ生活ヲ營ミツツアツタモノナルコトハ此等ノ記事ノ明證スル所デアル。

徳川時代ハ農民ノ納稅義務ヲ極端ニ重大視シ、彼等ガ其ノ領主ニ對スル御奉公ナルモノハ單ニ此ノ至大ノ義務ヲ遂行スルダケニ止リタルモノデアル、曰ク凡農民は君より田地を受けて耕作し租稅を上へ奉る……凡天下の人は皆王者の民なれば租稅を出し徭役に使はるゝは民の道也⁸⁾曰ク公役

7) さはすかたり(享保年間ノ作ナルベシ)

8) 太宰春臺經濟錄卷六

年貢等の事は至極大切の義なれば佛神に祈り間違なき様眞實に勤、組下の百姓中へも自の行を勵まし己が誠を知らすべし曰ク郡村互に義と道とを以て睦み合、定まれる貢を献じ國家の安全を祈り奉るを百姓の忠義と云ふ也⁹⁾ナド云ヘルノ言ハ當時一般ニ唱ヘラレタル教訓ニシテ實際上此ノ美風ノ行ハレタルハ洵ニ嘉ミスベキノ現象ナリト雖モ、而カモ又其ノ反對ノ方面ヨリ之ヲ觀察スレバ上記ノ如キ思想ノ民心ニ浸潤スルト同時ニ、宛モ曾テどうれんす、まからふ(Torrens McCulligan)ガ「封建時代ニ於テハ忠義ノ念、強烈ニシテ人間自然ノ本能トナレルカ如キ有様トナリ、隨テ君主ノ權力ヲ非常ニ強大ナラシメ之ヲシテ益々專横ニ陥ラシタリ」ト云ヘルノ言ヲ實ニシテ、百姓ハ愈々益々輪租機械ト見做サルルノ弊ヲ生ジ、其ノ機械ヲ過度ニ虐使シテ損傷ヲ來サザル限り、ドコ迄モ使用シテ絞取ラルルダケ之ヲ誅求スルコトヲ務メタノデアツテ、所謂ル治民ノ本旨ハ全然之ヲ没却スルニ至ツタノデアル、藤森弘庵ガ其ノ著「新政談」ニ於テ「百姓は只年貢用金を取立候ための者とのみ心得居候類多く候故人民一般困窮に及び申候」ト論シタルハ、則チ之カ爲メデアツテ、領主及其代官等ハ悉ク農民ヲ以テ租稅ヲ絞リ上ル機械ト認メ、因襲ノ久シキ農民自ラモ亦爾ク思惟シテ只管天命ト諦メ居タルハ憐ムベキノ至リナラズヤ。

如上ノ有様ナリシガ故ニ徳川時代ニ於テ其ノ領主ノ誅求ニ對スル農民ノ關防ハ、唯タ二ツノ極端デアツテ、其ノ一ハ積極的ノ關防ニシテ、他ノ一ツハ消極的ノ關防デアル、積極的關防トハ何ゾヤ一揆是レナリ、消極的關防トハ何ゾヤ飢餓是レナリ、一揆ト飢餓トガ不完全ナガラ領主ノ誅求ヲ直接若クハ間接ニ抑止シタル二ツノ事實デアル。

百姓一揆ハ宛モ今日行ハルル勞働者ノ同盟罷業ニ異ナラス、同盟罷業ガ同盟者其人ノ爲メニ得失

9) 養聖昌農家慣行上篇
10) 三野元密 伍家制令詳解
11) Lectures on History. p. 295.
12) 新政談第四卷

如何ノ問題ハ久シク討論セラレツアル問題ニシテ、實ハ同盟罷業ノ實行ハ必スシモ常ニ直接ノ利益ヲ齎ラシ得ベシト豫期スルコト能ハズト雖、勞働者側ニ於テハ或ル場合ニ臨ミ此ノ非常手段ヲ實行シ得ルト云フ決心ト準備トヲ有スルコトガ、事業家ノ虐待ヲ豫防スルニ最モ有力ノ要件ナルコトハ疑ヲ容ルルノ餘地ナキガ如ク、百姓一揆モ亦之ト同シク竹槍ヲ陳ネ席旗ヲ押立テテ暴發シタル結果ハ、必スシモ彼等ノ爲メニ直接ノ利益アリト云フ可ラザルノミナラス、多クノ場合ニ於テハ首謀者一族ノ磔刑、同類徒黨ノ打首ナド、當然國法上ノ處分ヲ免カルコト能ハス、又時トシテハ之カ爲メ數村數郡ヲ擧ケテ離散荒廢ノ慘毒ニ罹ラシムルノ不幸ニ遭遇スルコトナキニアラサレバ、百姓一揆ハ結局其ノ目的ヲ達スルノ望アリトスルモ之ヲ實行スルニ於テハ、大ニ考慮ヲ要スルノ問題ナリト雖モ、領主カ或ル程度ヲ越ヘテ拮克ヲ肆ママニスル時ハ、百姓ハ勢、自棄自暴トナリテ、此ノ最後ノ手段ニ訴フルコトアルベシト云フノ懸念ハ隱然常ニ領主ノ暴橫ヲ抑制スルノ一大勢力デアツタト云ハネバナラス、昇平夜話¹³⁾ニ記スル所ニ依レバ「農民は一ケ年の凶作あれば手當米、夫食貸し、又は種貸杯ど、云ふことあり、士は農民の如く強訴徒黨杯せぬ者なれば逆數十年の半知宛行は農民の數十年來の半毛作に同しきに、願て何等の恵みなきは農民の會釋にも劣りたるにあらずや」ト記シアリテ、是レハ全ク士ノ待遇ノ冷刻ナリシコトヲ訴ヘタル言ニ過キズト雖モ、亦其ノ側面ニ於テハ農民ガ領主ノ爲メニ多少願慮セラレタル事實アリタルハ、専ラ彼等ノ間ニ行ハレタル強訴徒黨即チ一揆ヲ恐レタルノ結果ニ外ナラザルコトヲ證明スルモノデア¹⁴⁾ル、畢竟武家武人ハ獨自ラ威張り廻ハシテ「高の知れた土百姓共何の恐るゝ所あらん」ナドト高言シテ之ヲ輕蔑シ居タルモ、其實太平ノ世ノ中ニ於テ彼等ガ最モ恐レタルモノハ此ノ百姓一揆デ

13) 本誌前號ニ掲ケタル拙稿ニ據ルニ「百姓一揆ノ實例ハ多ク其ノ目的ヲ達シタルモノノ如シ
 14) 昇平夜話ノ亡友ナリト云ヒ又臺維話ヲ引證セル文體ヨリ推定スルベシ著者ハ編纂カ若クハ其ノ親友ナルベシ

アル、例ヘバ大名ガ其ノ領内ノ百姓ヲ撫育スルコト能ハズシテ、一揆ナド暴發シタルコト隣國ニ聞ユルトキハ、奮々其ノ大耻辱トシテ家名ニ關スルノミナラズ、其ノ次第ニ依リテハ幕府ノ上聞ニ達シテ、祖先傳來ノ封地ヲ召シ上ケラレ、又ハ削減セラルルカ如キ珍事ヲ出來スルコトナキニアラザレバ、愈々公然一揆沙汰トナツテ暴發スル時ハ、所謂ル御家ノ盛衰ニ係ル一大事ニシテ、今日ノ事業家ニ對スル勞働者ノ「ストライク」ヨリハ更ラニ一層重大ノ影響ヲ生シタルモノデアル、故ニ領主ノ暴横ニ對スル有力ナル關防ノ一ツハ此ノ百姓一揆デアル。

第二ノ關防ハ百姓ノ飢餓デアツテ是レハ最初ニ述ヘタル「正信主義」ノ實行ニ伴フ當然ノ結果デア
ル、蓋シ正信主義ハ無慈悲ナル領主等ノ拮抗ノ爲メニ備強ノ辭柄ヲ與ヘタルモノニシテ、幕府ヲ始メ諸大名ノ多クハ實際之ヲ實行シ、百姓ノ手中ニアル收獲ハ彼等ノ命ヲ續ケルダケヲ殘シテ、其ノ餘ヲ盡ク牟貢ニ取上ケ、唯々飢餓ニ及バヌ限リヲ限度トナシテ巧ミニ此ノ主義ノ精神ヲ貫徹センコトヲ勉メタモノデア
ル、土井大炊頭ソノ所領古河へ歸省ノ折、家老共ヲ呼出シテ之ニ告ケテ曰ク權現様御代には毎年御代官衆をして其の支配所へ御暇被下候節、何れも御前へ召させられ御直の御上意ありて、郷村百姓共をば死なぬ様生きぬ様にと合點して、收納申付候様にと、仰せ付けらるゝ事にて候、然るに先年我れ當地を拜領の節は何れの郷村に於ても百姓の住宅に家らしき家は一軒もなかりしに、此度歸來りて所々を巡視すれば、何れの村々にても、一廉の家作りの百姓相見へ候は不審に思はるゝなり、若し生き過ぎたるには無之哉ト嗚呼何ト恐ロシキ政策ニアラズヤ、然レトモ此等ノ事ハ當時稀有ノ場合ニアラズ、徳川氏ノ初代ヨリ連綿一貫シテ遂行シ來レル大方針デアツチ、何レノ大名モ概ネ皆之ニ據ツテ百姓ヲ取扱ヒツツアツタコトハ事實ノ明證

スル所デアアル、勿論偶ニハ明君賢相ノ出ツルコトアツテ眞ニ農民ノ休戚ヲ思ヒ撫育ノ主旨ニ由ツテ支配シタルコトナキニアラザルモ、武家武人ノ十中八九マデハ治民ノ本意ヲ了解セス、下情ノ思遣リモナキ没分麿漢ニ過ギザリシカバ、祖先傳來ノ惡風ヲ惡風トトモ心付カス、自家眼前ノ便利ノママニ之ヲ套襲シテ、飢餓ニ及ハザル限り、ドコ迄モ農民ノ膏血ヲ絞取ランコトニ腐心シタルハ又止ムヲ得サル次第デアアル、本田利明曾テ之ヲ痛嘆シ「神尾氏¹⁶⁾が曰く胡麻の油と百姓は絞れば絞る程出るものなりと云へり、不忠不貞いふべき様なし、如斯の奸曲なる事は消失せがたき者にて渠か時の尹たる享保の御取廻辻を以て當時の規鑑とするは歎はしきにあらずやト云ヒ、利明ハ此ノ無慈悲ナル惡政策ノ張本人ヲ享保年間ノ神尾トナシテ之ヲ攻撃シ居ルモ、其實此ノ政策ハ前ニ述ヘタルガ如ク、本多正信ノ獻策ニ出デテ家康以來徳川ノ滅亡スル迄殆ンド三百年間家憲ノ如ク徹底的ニ實行シ來リタルモノナレバ或ル一代ノ代官ナドニ責任ヲ嫁スベキモノニアラザルコトハ明カデアアル。

地方落穂集ノ著者¹⁸⁾ハ説ヲ爲シテ曰ク、百姓は井の如し、井の水、程よく汲む時は一ツの井にて田家を潤すべし、是則ち汲に猶豫ある時は水生する故なり、然る時は萬代も盡る事なし、火急に汲立れば水勢忽ちに涸れ、泥混して水の勢を失ふ、百姓の貢を納るもまた如斯する時は、百姓不¹⁹⁾痛云々、此ノ説亦實際神尾ノ暴言ト大同小異ニシテ、井中ノ水ハ溜ルヲ待ツテ、溜レバ溜ルダケ汲ミ取ルベシト云フニ歸着スルモノノ如クナレドモ、其實此ノ説ノ精神ハ、税源ノ涸渇ヲ不可ナリトシ極端ノ苛税ハ却ツテ收納ヲ減スルノ結果ヲ生スベシトスルニ外ナラザルノデアアル、然ルニ幕府及大名ノ多クハ更ラニ之ニ頓着ナク、年々歳々重税ニ重税ヲ課シテ甚タシキ誅求ヲ極メ、遂ニ

16) 享保年間ニ於ケル徳川氏ノ代定ニ神尾包醫ト云フ人アリ是レ其人ナルカ詳カナラズ
17) 西域物語下巻
18) 武陽隠士泰路トアルモ詳カナラズ
19) 卷之一

良田ノ廢荒ヲ來シ良農ノ離散ヲ見ルニ及ンデ尙其ノ非ヲ察スルノ暇ナク甚タシキハ之カ爲メニ百姓悉ク餓死ニ瀕スルノ慘狀ヲ呈スルコトナキニアラス、然レドモ飢餓ハ最終ノ限度デアル、此ノ限度ニ到達シテ百姓ヲ事實上餓死セシムルハ正信主義ノ本旨ニ矛盾ニスルノミナラス、領主ノ責任トシテモ到底許ササル所ナレバ其ノ餓死ニ至ラザル範圍内ニ於テ生キヌ様死ナヌ様巧ミニ百姓ヲ生殺ニスルガ徳川時代ニ於ケル良吏ト稱セラレタルモノデアツテ、斯ル狀態ノ下ニ生息スル農民ハ今日ノ農民ト殆ント全ク異ナリタル意味ヲ有シ宛モ牛馬同様ニ耕作ノ一道具タルニ過キナカツタノデアアル、故ニ當時ノ政治家及學者ナドハ異口同音ニ農ハ國ノ本ナリト唱へ、盛ニ重農主義ヲ主張シタルモノノ如クナルモ、其ノ所謂ル重農ノ意ハ米穀ヲ尊ヒ耕作ヲ重スルノ主意デアツテ農民ヲ尊ヒ百姓ヲ重スルノ意味ニアラズ、彼等ハ全ク土地ニ付屬スル一ツノ生産機械ニ異ナラズシテ眞ニ農民タル實體ヲ認メラレタルモノニアラザルノデアアル、即チ彼等ハ其ノ自家ノ經濟ニ於テ何等ノ權能モナク、自身ノ生産物スラ自身ノ爲メ自由ニ處分スルコト能ハス、有ルモノハ有ルダケ絞リ取ラレタルノ有様ナリシカバ、將タ何ノ追アリテ自ラ富ヲ造リ産ヲ起スノ望ミアランヤ、山片蟠桃農ノ本旨ヲ説キ富民ノ解釋ヲ下シテ曰ク、凡農の大體は金銀を積蓄するものにあらず……米穀を藏一ツに蓄へたるを富民と稱す、又ソレ程になくとも麥米ともに來秋まで食盡されず、綿服も大抵の着換へあれば富民の内なり」ト、是レ亦ドウナリコウナリ食續キノ出來ルダケ食糧ノ蓄ヘト一ツ二ツ木綿ノ着更ヘアレバ、ソレデ富民ノ内ニ數ヘラルルト云フノデアツテ、蓋又悲酸ノ極ミナリト云フベシ、今此等ノ事實ヲ回想スルトキハ徳川時代ニ於ケル重農ノ言ハ全ク一ツノ mackery (詭言)ニ外ナラザルコトヲ知ルベシ